

1. 君津市の現況と課題

1. 自然環境

(1) 位置・地勢

君津市は県下第2位の市域となっていますが、その大部分は山地となっており、平地部分は限られています。

君津市は、房総半島のほぼ中央部に位置し、北西部は東京湾に面しています。東京湾に面した部分はかつて約4キロの海岸線でしたが、1960年代に埋め立てられ、現在は世界に誇る製鉄所(日本製鉄)が操業しています。

市域は内陸部の東部、南部が広大で、面積は約319k㎡、周囲は約118kmに及び、県下第2位の市域を有しています。

北部の台地は木更津市と広く境を接し、この一角にかずさアカデミア・パークが建設されました。東部は市原市、大多喜町、鴨川市と接する清澄山系となっており、南部は三舟山、鹿野山、高宕山系となっており、富津市と接しています。その間に小糸川・小櫃川の沖積地が広がり、肥沃な農耕地帯を形成しています。

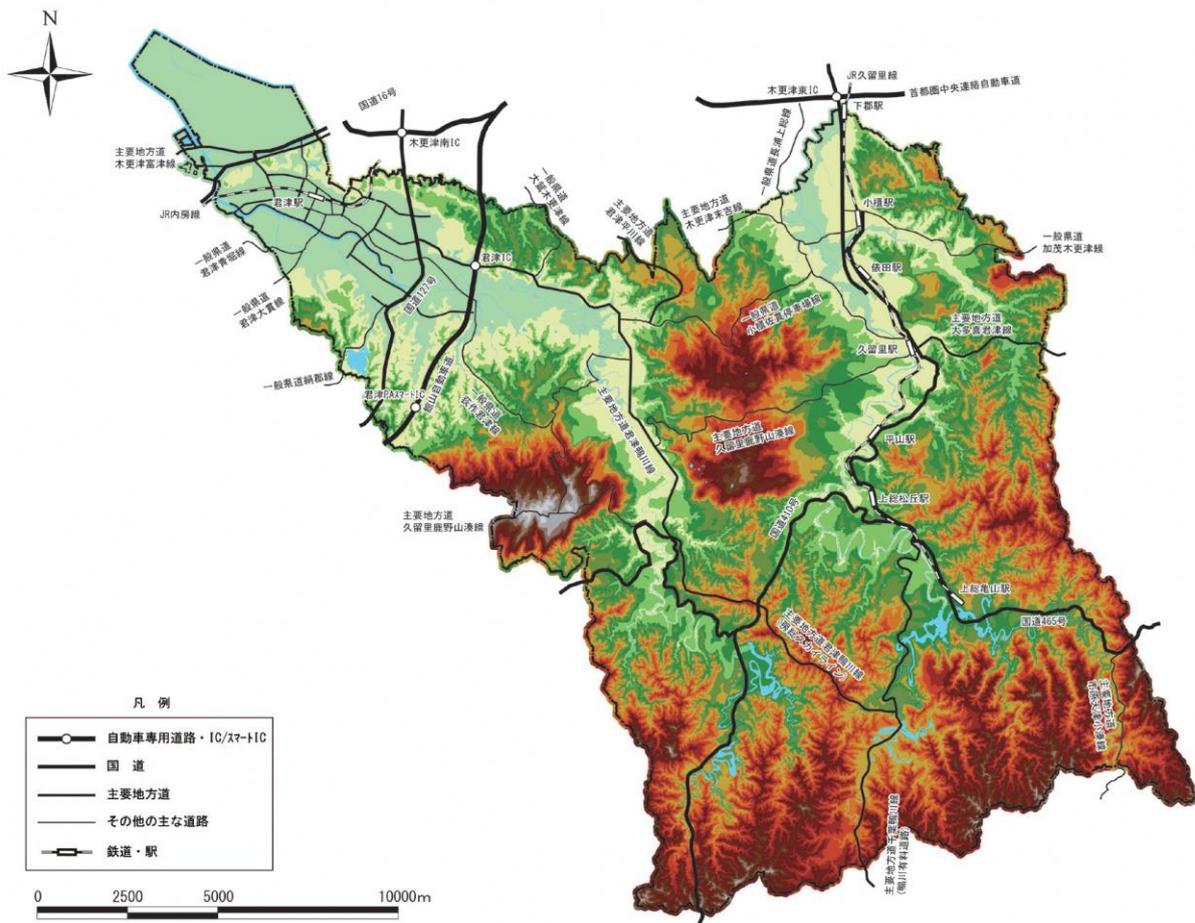


図 君津市の地形図

出典：君津市都市計画マスタープラン

(2) 気象概況

君津市の気候区分は暖温帯です。温暖な気候ですが年間雨量が多く、最も乾燥している時期でも、雨がよく降ります。

今年9月の台風15号では、暴風雨が吹き荒れ、強風で高圧線鉄塔が倒壊したことが記憶に新しいニュースとなっています。

君津市の過去5年間の気象概況をみると、年間平均気温は16℃前後、年間降水量は1,300～1,750mm程度となっています。

平成29年の月別平均気温では、7月が26.9℃で最も高く、1月が6℃で最も低くなっています。

表 君津市の気象概況

年次	平均気温 (°C)			降水日数 0.1mm 以上	年間降水量 (mm)
	最高	最低	平均		
平成25年	21.0	11.1	16.0	101	1,311
平成26年	20.9	11.0	15.6	119	1,512
平成27年	21.5	11.1	16.1	129	1,752
平成28年	21.4	11.5	16.5	127	1,496
平成29年	20.9	11.4	15.9	109	1,556

出典：君津市統計書

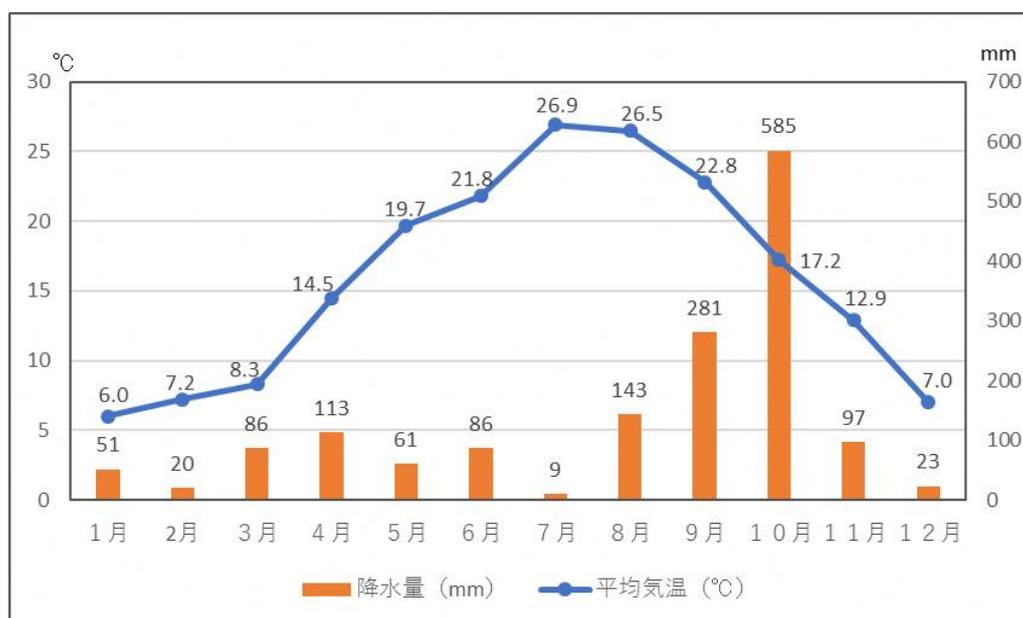


図 平成29年の月別平均気温と降水量

資料：君津市統計書

2. 社会経済環境

(1) 人口・世帯数の推移

君津市は、団塊の世代の高齢化と共に少子高齢化が進行しており、平成7年をピークに減少局面に突入しています。また世帯規模についても縮小傾向が続いています。

- 人口は高度経済成長期以降増加してきましたが、国勢調査によると平成7年をピークに減少傾向に転じ、平成27年には、86,033人となっています。
- 世帯数は堅調に増加を続けており、平成2年からの25年間で約7,134世帯の増加となっています。
- 1世帯あたり人員は平成2年の3.27人/世帯から、平成27年には2.50人/世帯へと縮小傾向で推移しています。



図 人口・世帯数の推移

資料：国勢調査

- 平成27年国勢調査によると、年少人口は9,845人(11.5%)、生産年齢人口は51,359人(60.0%)、老年人口は24,339人(28.5%)となっています。
- 年齢3区分別人口割合の推移をみると、少子高齢化が加速的に進行していることがわかります。

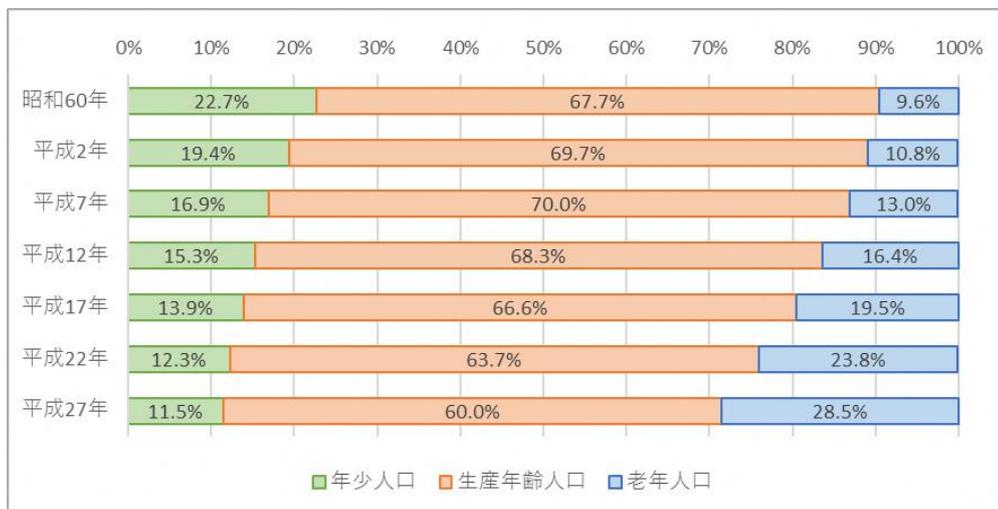


図 年齢3区分別人口割合の推移

資料：国勢調査

(2) 産業

君津市の産業は、東京湾岸の製鉄所（従業員数 2,800 人）に大きく特徴づけられますが、農業も盛んであり、また近年は観光入込客数が再度増加傾向にあります。

①産業大分類就業者数の推移

産業分類別の就業者数の推移をみると、総じて第1次産業及び第2次産業就業者の比率が減少する傾向にあり、第3次産業就業者の比率が微増傾向となっています。

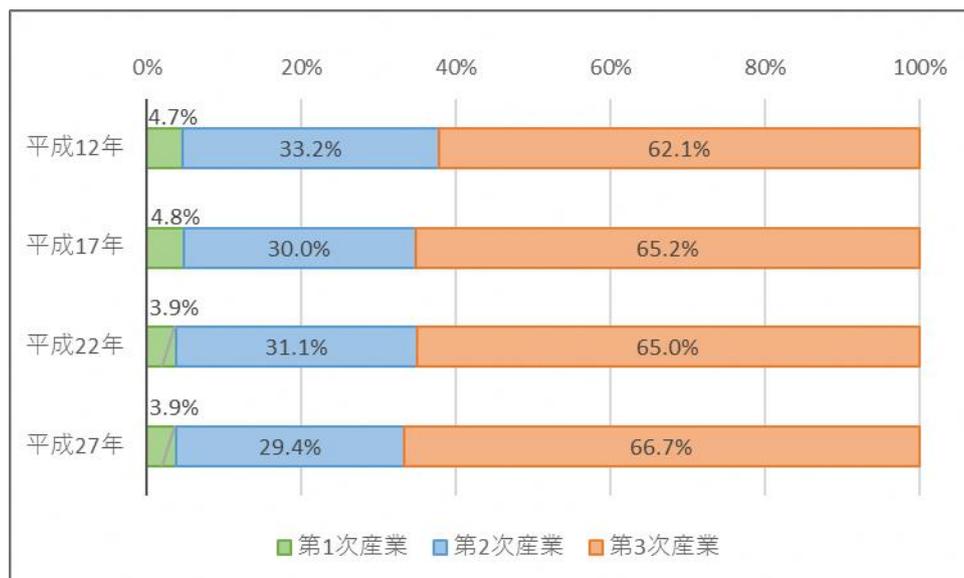


図 産業大分類別種業者数割合の推移（分類不能を除く）

資料：国勢調査

②産業別の状況

君津市の農業、商業、工業、観光業の状況を以下に整理します。

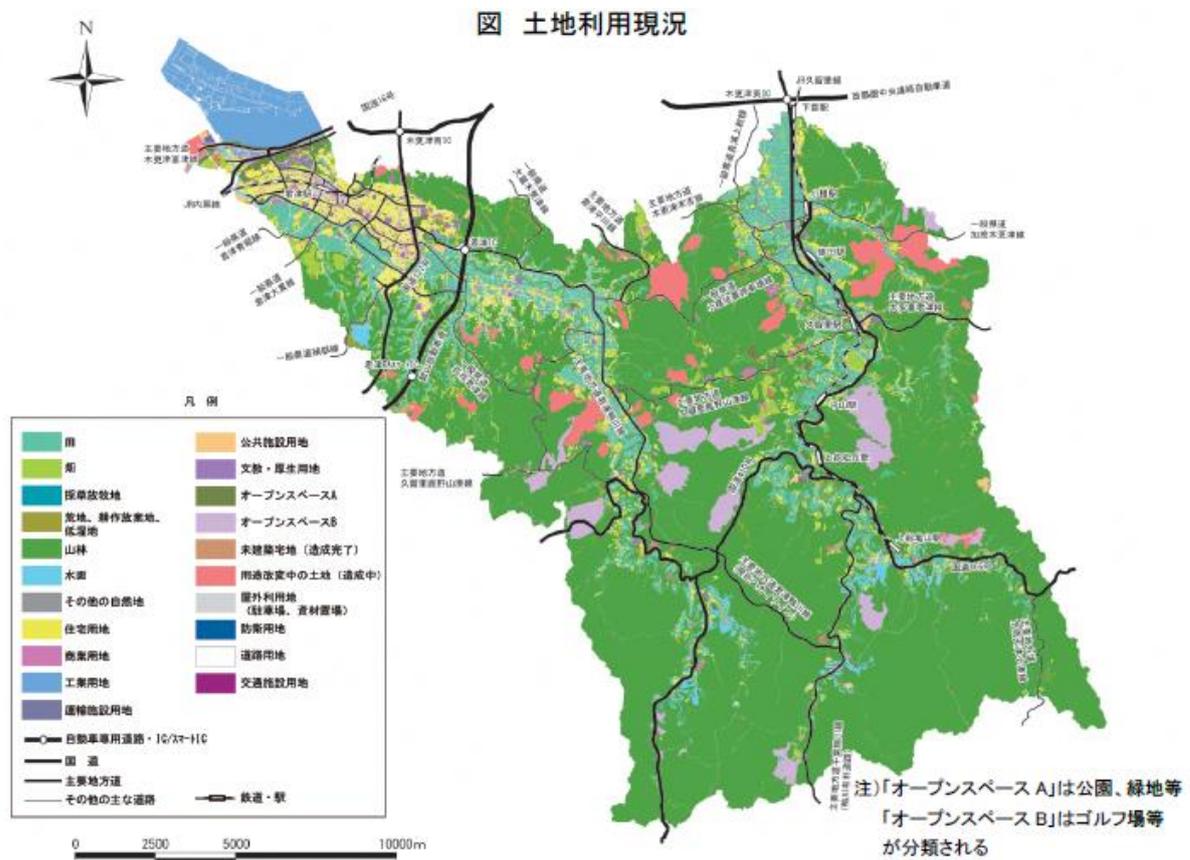
表 各産業の状況

分類	概況
農業	<ul style="list-style-type: none"> ・農家数は平成7年の3,799戸から平成27年には2,346戸となっており、20年間で1,453戸の減少となっています。 ・経営耕地規模別農家数では、3.0ha未満の耕地面積農家数は減少しており、3.0ha以上の耕地面積農家が増加しており、経営耕地の集約化が進んでいます。 ・経営耕地の種類では、田が1,643ha（88.3%）、畑が177ha（9.5%）、樹園地が41ha（2.2%）、となっています。
工業	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者数は、平成18年まで減少傾向で推移したものの、その後は増加ないし横ばい傾向で推移しており、平成29年には7,398人となっています。 ・製造品出荷額は、平成15年の5,891億円が、平成20年には1兆197億円にまで増加しました。その後、平成21年に発生したリーマンショックにより6,517億円と約4,000億円減少し、平成26年には再び約8,000億円超に回復したものの、平成29年には6,540億円に減少しています。
商業	<ul style="list-style-type: none"> ・小売業の商店数は、平成14年の708店から平成26年には435店となっており、12年間に273店の減少となっています。 ・小売業の従業者数も平成14年の5,297人から平成26年には3,844人となっており、12年間で1,453人の減少となっています。 ・小売業の年間商品販売額は、平成14年の915億円から緩やかな減少傾向にあり、平成26年には842億円に減少しています。
観光業	<ul style="list-style-type: none"> ・観光入込客数は、平成13年の約261万人をピークに、減少ないし横ばいの傾向で推移していましたが、平成22年以降は再び増加傾向に転じており、平成29年には約298万人に達しています。

資料：世界農林業センサス、農業センサス、工業統計調査、経済センサス、商業統計調査、君津市経済部観光課

(3) 土地利用

- 君津市の土地利用の構成比をみると、山林の63.6%をはじめ、農地などを含めた自然的土地利用が80.0%を占めており、住宅用地と商業・工業用地を含めた都市的土地利用は20.0%と、市全体としては自然的土地利用が多くを占めています。
- 自然的土地利用及び都市的土地利用の比率は、市街化区域ではそれぞれ6.4%及び93.6%、市街化調整区域は84.4%及び15.6%、都市計画区域外は85.6%及び14.4%となっています。
- 市街化区域については、工業用地が35.7%を占めており、住宅用地は23.6%となっています。また、自然的土地利用6.4%のうち、山林が2.7%を占めていますが、農地(田・畑)は1.5%にとどまっています。
- 市街化調整区域は、田が20.5%を占めており、畑の7.0%を加えた農地が27.5%に達しており、また、都市計画区域外においては、山林が70.2%を占めています。



出典：君津市都市計画マスタープラン（資料：平成23年度都市計画基礎調査）

(4) 道路・鉄道の状況

君津市は、市を縦断する交通網が多く東西方向がやや弱い状況にあります。東京湾アクアラインにより東京都心との結びつきが強くなり、大きく交通環境が変化しました。

- 君津市は市域が広く、市内各地域を連絡する道路ネットワークは、極めて重要な役割を担っています。配置されている道路のうち、国道4路線、主要地方道8路線などが主要な幹線道路となっており、特に市西部の国道16号、国道127号、東部の国道410号は、いずれも市の南北を縦断しており、道路交通の主軸となっています。
- 自動車専用道路は、館山自動車道が縦貫しており、君津地区に君津ICのほか、君津PAにはスマートICが設置されており、自動車交通の結節点となっています。
- 東西方向の道路ネットワークがやや弱く、市域の一体性や地域間の連携などが損なわれている状況にあります。
- また、東京湾アクアラインを経由して都心方面へ高速バスが運行されており、市民や東京・神奈川方面からの来訪者の交通手段として重要な役割を果たしています。
- 鉄道は、市域西部の市街地をJR内房線が通っており君津駅が位置しています。また、東部の内陸にはJR久留里線が通っており、下郡駅、小櫃駅、俵田駅、久留里駅、平山駅、上総松丘駅、上総亀山駅の7駅があります。

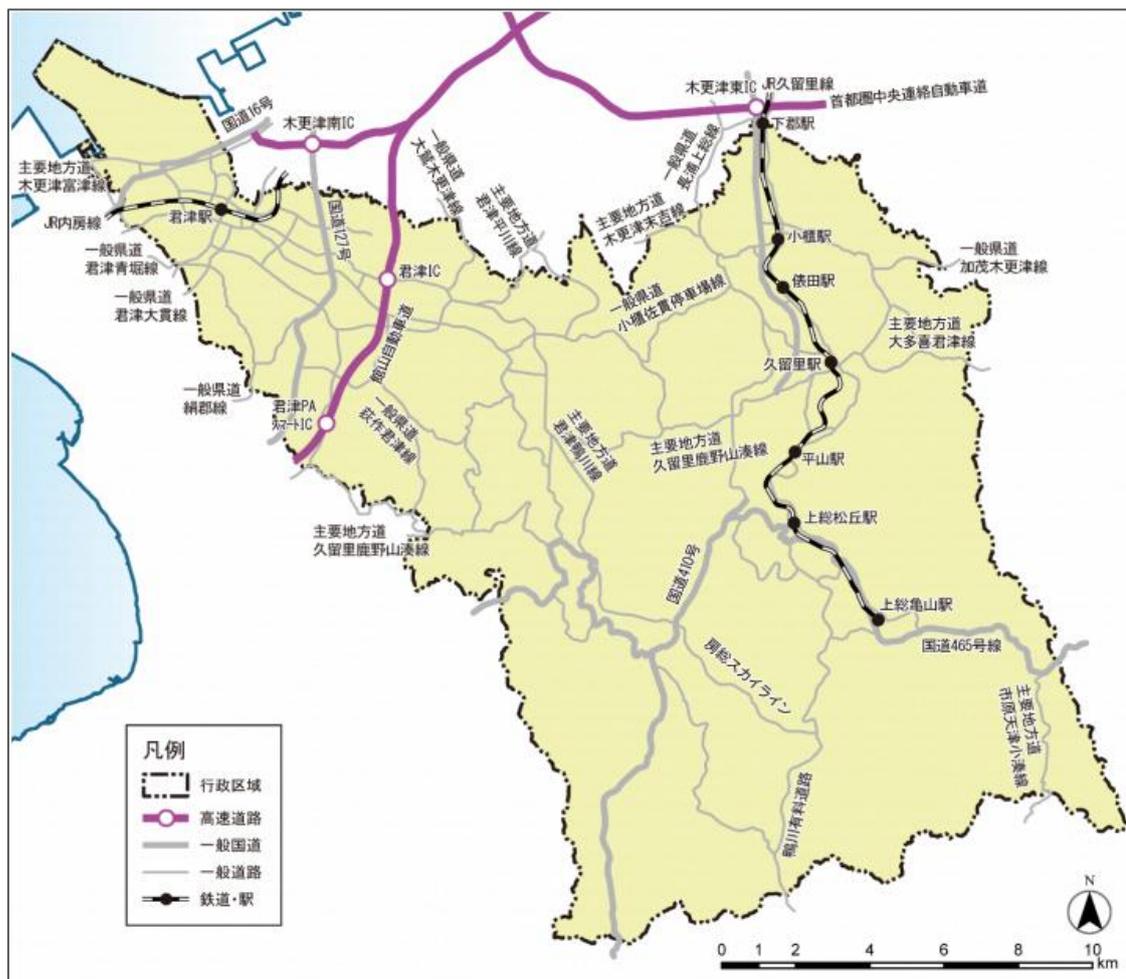


図 道路・鉄道の状況

出典：君津市景観計画（平成30年12月）

(5) 君津地区の公共建築物の配置状況

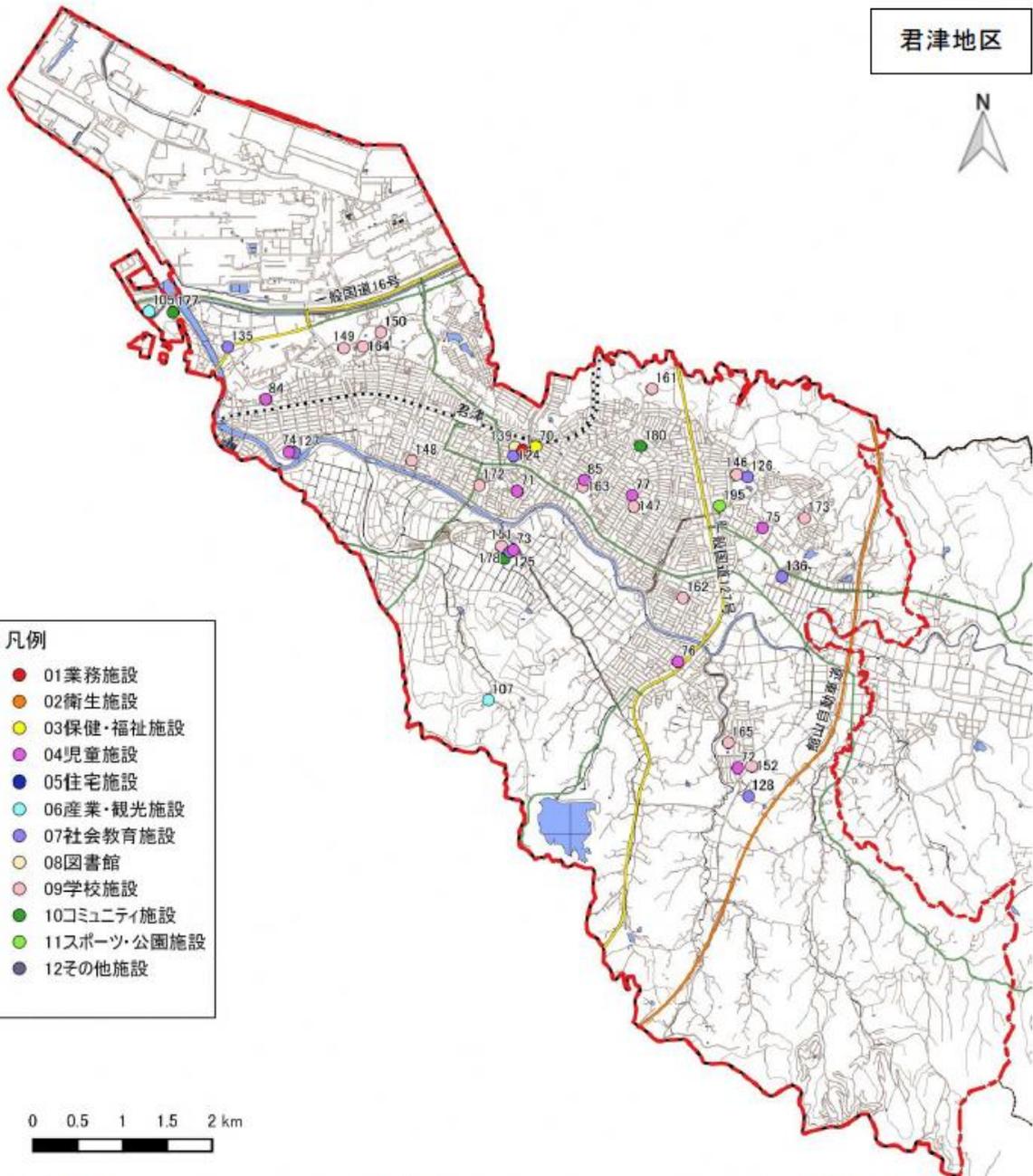
君津市は、大手鉄鋼関連企業が立地した昭和 40 年代以降の人口急増に合わせ公共施設等を短期間かつ大量に整備しました。そのため、旧耐震基準の建物や老朽化した施設が多く残されています。

市役所本庁舎が位置する君津地区には、104 施設 182,578 m²の公共施設が整備されています。

表 君津地区の類型別施設一覧

施設類型	施設名
業務施設	市役所本庁舎、消防庁舎、消防団機庫
衛生施設	清掃事務所
保健・福祉施設	社会福祉センターきみつ偕楽園、地域福祉推進センターゆうゆう館、福祉作業所ふたば園、福祉作業所ミツバ園、保健福祉センターふれあい館
児童施設	周南小学校区放課後児童クラブ、周西小学校区放課後児童クラブ、北子安小学校区放課後児童クラブ、久保保育園、宮下保育園、上湯江保育園、人見保育園、内箕輪保育園、常代保育園、南子安保育園、周西幼稚園、子育て支援センター
住宅施設	南子安職員住宅、南子安教職員住宅、市営住宅外箕輪団地
産業・観光施設	君津勤労者総合福祉センター、里山管理センター、三舟の里案内所、三舟の里、郡ダム観光トイレ
社会教育施設	生涯学習交流センター（君津中央公民館）、君津中央公民館貞元分館、八重原公民館、周西公民館、周南公民館、漁業資料館、市民文化ホール
図書館	中央図書館(地域情報センター含む)、中央図書館市民体育館分室、中央図書館周南分室
学校施設	八重原小学校、南子安小学校、周西小学校、大和田小学校、坂田小学校、貞元小学校、周南小学校、北子安小学校、外箕輪小学校、君津中学校、周西中学校、周南中学校、周西南中学校、八重原中学校、南子安共同調理場、坂田共同調理場
コミュニティ施設	神門コミュニティセンター、貞元コミュニティセンター、南子安コミュニティセンター
スポーツ・公園施設	市民グラウンド・ゴルフ場、人見仮運動場、貞元仮運動場、君津緩衝緑地、君津中央公園、内みのわ運動公園
その他施設	防災備蓄倉庫、君津駅前公衆便所(南口)、君津駅前公衆便所(北口)、小糸川沿岸歩行者専用道公衆トイレ、バスターミナル駐車場、坂田駐車場、自転車駐車場、大気汚染人見測定局、大気汚染坂田測定局、大気汚染宮下測定局、こ線人道橋、外箕輪独身寮、旧農業共済組合事務所、君津駅食堂、君津駅売店

出典：君津市公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月）



- 凡例
- 01業務施設
 - 02衛生施設
 - 03保健・福祉施設
 - 04児童施設
 - 05住宅施設
 - 06産業・観光施設
 - 07社会教育施設
 - 08図書館
 - 09学校施設
 - 10コミュニティ施設
 - 11スポーツ・公園施設
 - 12その他施設

NO	施設名	NO	施設名	NO	施設名
1	市役所本庁舎	124	生涯学習交流センター(君津中央公民館)	151	貞元小学校
70	保健福祉センターふれあい館	125	君津中央公民館貞元分館	152	周南小学校
71	久保保育園	126	八重原公民館	161	北子安小学校
72	宮下保育園	127	周西公民館	162	外箕輪小学校
73	上湯江保育園	128	周南公民館	163	君津中学校
74	人見保育園	135	漁業資料館	164	周西中学校
75	内箕輪保育園	136	市民文化ホール	165	周南中学校
76	常代保育園	139	中央図書館	172	周西南中学校
77	南子安保育園	146	八重原小学校	173	八重原中学校
84	周西幼稚園	147	南子安小学校	177	神門コミュニティセンター
85	子育て支援センター	148	周西小学校	178	貞元コミュニティセンター
105	君津勤労者総合福祉センター	149	大和田小学校	180	南子安コミュニティセンター
107	里山管理センター三舟の里案内所	150	坂田小学校	195	内みのわ運動公園

出典：君津市公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月）

3. 君津市の課題

(1) 社会環境の変化からみた課題

- 人口増加に向けた都市づくりの推進

国勢調査によると本市の人口も平成7年をピークに減少に転じています。

君津市が今後とも持続的に発展し、同時に山間部などにおける地域のコミュニティを維持していくためには、定住を促進するとともに、本市に魅力を感じ、暮らしの場として転入してくる人々を増やすなど、人口を維持・増加させることを目指した都市づくりを進めることが必要となっています。

- 少子高齢化の進展への対応

君津市においては、人口減少に加え、少子高齢化が進展しており、人口の年齢構成が若返りにくい構造となっています。

このため、特に若年層や子育て層を中心としたニーズに応えられる都市機能や市街地の環境を形成し、定住を促進することが重要となっています。

- 産業の持続的な発展を支える都市の形成

君津市の産業を取り巻く環境は厳しさを増しているものの、自動車専用道路の整備進捗などによって交通利便性は飛躍的に高まっており、これらを活かした産業の維持や向上を支えるための土地利用及び都市施設整備などを、引き続き推進していくことが求められます。

- 集約型都市構造の構築

少子高齢化の進展や地球環境問題への対応から求められている都市の低炭素化、社会資本への投資余力の低下を見据えた効率的・効果的なストック形成などの視点から、これまでの市街地の拡大を前提とした拡散型の都市形成から都市の構造をコンパクトに集約化する方向に転換することが求められています。

(2) 公共施設等の課題

- 公共施設等の需要の変化

人口減少や人口構成の変化に伴い、公共施設等の利用状況や公共施設に必要とされるニーズが変化しています。そのため、現状にあった施設総量や公共施設サービスの見直しが必要です。

- 施設の老朽化

君津市では、大手鉄鋼関連企業が立地した昭和40年代以降の人口急増に合わせ公共施設等を短期間かつ大量に整備しました。また、建築基準法が昭和56年に改正され耐震基準が見直されました。そのため、施設の老朽化に伴う更新や耐震性の確保への対応が必要です。

- 今後の財政状況への対応

今後の人口減少や高齢化を考慮すると、大幅な税収の伸びが期待できないことに加え、社会保障関係費の増加が予想されることから、現在の公共施設等すべてを更新することは困難な状況です。そのため、更新費用の平準化、公共施設等の長寿命化への対応が必要です。

(3) 都市の防災強化からの課題

- 災害に強い都市づくりによる安全の確保

阪神淡路大震災による延焼火災や、県内においても甚大な被害が生じた東日本大震災の津波などを目の当たりにし、市民の自然災害に対する安全性への関心が高まっています。

長期的視点に立って災害に強い都市づくりに取り組むことが求められており、都市防災は君津市においても重要なテーマとなっています。

- 防災拠点の整備

現在の市役所本庁舎は災害対策本部としての耐震性に問題があり、災害に対して迅速な対応が図れる防災拠点の確立が必要です。

2. 上位関連計画の整理

1. 君津市総合計画

君津市総合計画は、君津市の最上位計画であり、計画期間中の市政運営やまちづくりの基本的かつ総合的な指針となるもので、「まちづくり構想」と「まちづくり実施計画」の2つの階層により構成されています。

「まちづくり構想」は、君津市の行政運営の総合的な指針となり、市が目指すべき「将来都市像」と、その実現に向けた基本的な枠組みを示しています。

「まちづくり実施計画」は、将来都市像を実現していくための具体的な手段を明示するもので、「まちづくり構想」の期間内に一定の期間を定め、その期間内に実施する具体的な施策や目標などを示すものです。

(1) まちづくり構想（平成25年3月）

- 計画期間：平成25年度（2013年度）～令和4年度（2022年度）まで
- 将来都市像を「**人が集い 活力あふれる 健康都市 きみつ ～夢と誇りの持てるまち～**」と掲げています。
- 目標年次の令和4年度（2022年度）末における人口を9万人と設定しています。
- まちづくり構想では、以下の5つの基本目標を設定しています。

基本目標1	「ともに支え合い健やかに暮らせるまち」
基本目標2	「安全安心に暮らせる自然と共生するまち」
基本目標3	「地域の力で築く活力あふれるまち」
基本目標4	「豊かな学びと文化が人を育むまち」
基本目標5	「市民とともに市政を推進するまち」

(2) 第3次まちづくり実施計画（令和元年7月）

- 計画期間：令和元年度（2019年度）～令和4年度（2022年度）まで
- まちづくり構想では、2022年度（令和4年度）末における目標人口を9万人としていますが、日本全体が人口減少社会に突入した中、君津市においても人口は1995年（平成7年）の93,216人をピークに減少傾向に転じており、国立社会保障・人口問題研究所による推計では、2025年（令和7年）には約7万8千人、2045年（令和27年）には約5万9千人に減少すると予測されています。
- このため、君津市が目指す将来都市像の実現に向けて、人口減少に歯止めをかけるよう、各種施策を一層充実させて、君津市に住みたいと思われるまちづくりを推進するとしています。
- 第3次まちづくり実施計画では、以下の5つの取組を重点施策としています。

・ 転入促進と転出抑制で人口減少に歯止めをかけます。
・ 君津の水と緑を活かしたまちづくりを推進します。
・ 子育て支援を充実させ、「君津で産んで良かった」と言われるまちを目指します。
・ 教育環境を充実させ、いくつでも誰でも何度でも、学びなおしを支援します。
・ 老朽化が進む公共施設の質・量・財政負担の最適化を図ります。

2. 君津市都市計画マスタープラン

君津市の都市計画に関する基本方針となる「君津市都市計画マスタープラン」の対象期間は、以下に示すおおむね 20 年後を見据えています。君津市の都市構造に大きな影響を与える可能性のある環境変化が生じるなど、必要と認められる場合は、見直しを行うものとしています。

対象期間		
開始年次	中間年次	目標年次
平成 27 年 (2015 年)	令和 7 年 (2025 年)	令和 17 年 (2035 年)

- 将来都市像 「人が集い 活力あふれる 健康都市 きみつ ～夢と誇りの持てるまち～」
- 都市づくりの基本理念 「成熟化と持続的な発展を目指した都市づくり」
- 将来都市像の実現に向け、都市づくりの基本理念を踏まえつつ、次の 4 つの基本目標を掲げています。

基本目標① 豊かな自然と人の温かさにもあふれる「顔」の見える都市づくり
 基本目標② 様々なライフスタイルに対応した暮らしの場がある都市づくり
 基本目標③ 安全・安心で利便性の高い都市づくり
 基本目標④ 高い産業力が持続的な発展を牽引する都市づくり

- 将来都市構造の設定では、将来土地利用と併せ、4 つの「拠点」と 3 つの「交流軸」が定められています。

表 4 つの「拠点」と 3 つの「交流軸」

都市交流拠点	・市内外の多くの人が集まる本市の「顔」となる玄関口として、また、市全域からの利用しやすさも考慮し、商業や業務、文化、行政サービスなどの都市機能を集積する拠点。
生活拠点	・日常的な暮らしに必要な日用品などの買い物や文化・行政サービスなど、地域の自立を支え、多様なニーズに応えることのできる機能を備えた拠点。
産業拠点	・職住が近接した利便性の高い働く場として、市の持続的な発展を支える製造業や研究開発、物流業務機能などを集積する拠点。
観光交流拠点	・市内外の多くの人が集まる本市の玄関口として、来訪者へのインフォメーション機能や集客性のある観光交流機能を配置する拠点。 ・本市の魅力ある地域資源とのふれあいを通じ、市内外に PR できる拠点としての環境を形成し、地場産品の販路拡大や雇用の創出など、暮らしの安定化に寄与する拠点。
広域交流軸	・「拠点」と市外を連絡し、通勤や買物、余暇活動などの暮らしに関わる様々な人の移動を支えるとともに、各拠点に配置する商業業務機能や産業機能、観光交流機能へのアクセス性を高める軸。
都市内交流軸	・君津駅周辺と久留里駅周辺を結ぶ東西方向の主軸としてのアクセス性を高めることで配置される機能の利便性を向上させ、産業の活性化を図る軸。 ・産業拠点へのアクセス性を高めることで、通勤や物流などの利便性を向上させ、産業の活性化を図る軸。 ・市内の各拠点を連絡し、拠点に配置される機能の利便性を高めるとともに、沿道における観光農業の展開や観光資源を結びつけることで、市内で余暇やレクリエーションを楽しめる観光ネットワークを形成する軸。
観光交流軸	・市内と市外の観光資源を連絡し、広域的な観光ネットワークを形成することで、本市の魅力ある優れた地域資源に容易にふれあうことを可能とするとともに、観光の活性化を図る軸。

君津市都市計画マスタープランの地区別構想では、君津市役所は「君津ゾーン」に区分され、地区の重点方針のなかで市役所が位置する君津駅周辺の整備方針は以下のとおりです。

地区の重点方針（抜粋）

【君津駅周辺における中心商業交流拠点の形成】

- 商業業務機能・交流機能の集積した市街地の形成
- ・本市の拠点として位置づけ、意欲のある事業者などへの土地・建物などの流動化を促しながら、市内外の多くの人が集まり、滞留し、交流するための中心的な商業業務機能や行政サービス機能、文化機能、交流機能などの都市機能の集積を進めます。
- ・行政サービス機能が集積する市役所や公民館などの周辺では、誰もが使いやすいユニバーサルデザインの公共・公益的空間を創出します。

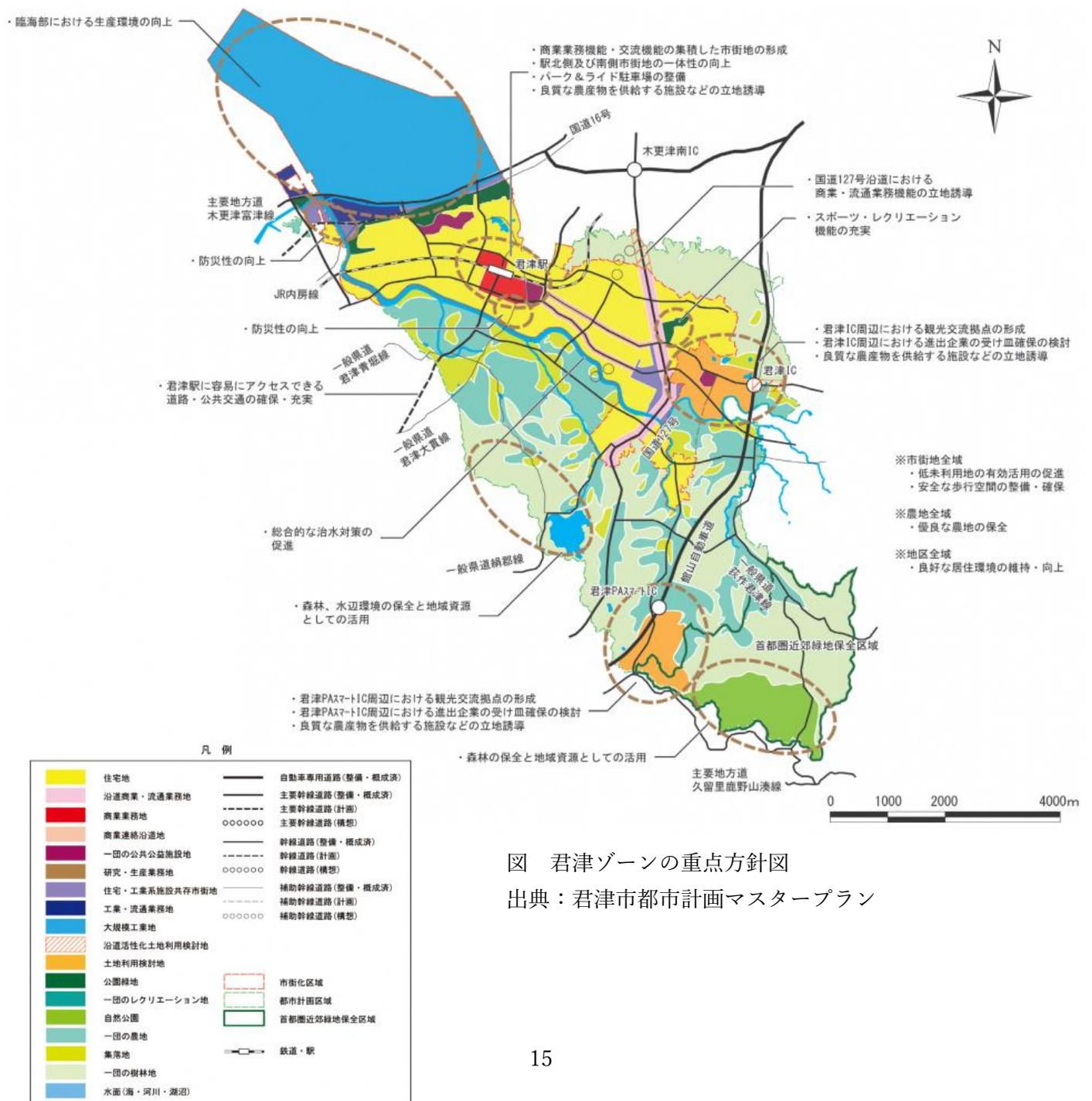
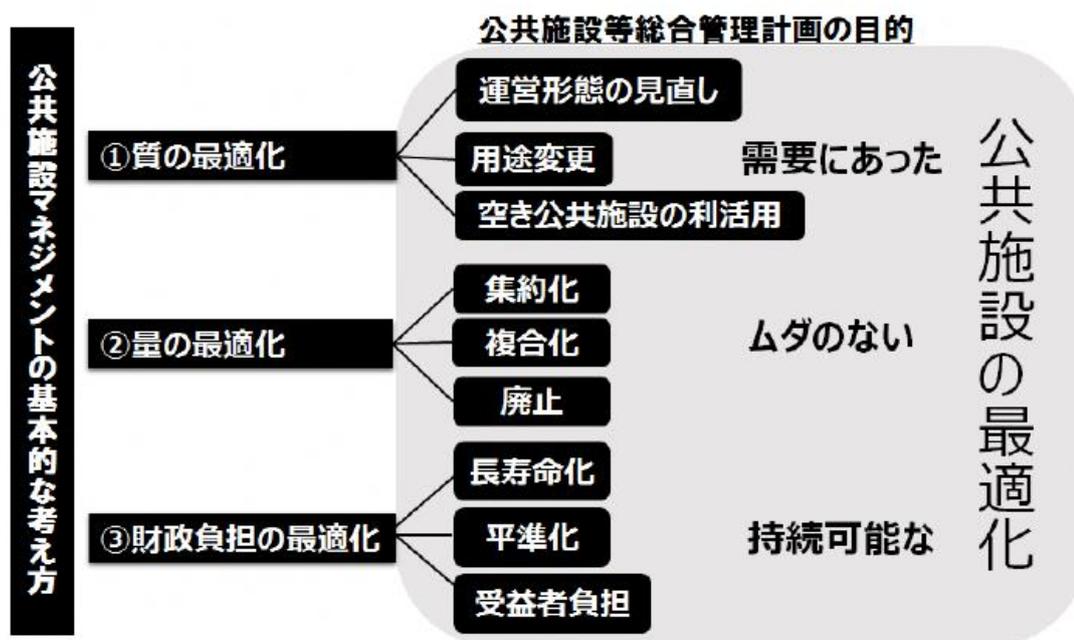


図 君津ゾーンの重点方針図

出典：君津市都市計画マスタープラン

3. 君津市公共施設等総合管理計画

君津市公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月）は、本市が保有する資産のうち、学校、公民館などの「ハコモノ」と呼ばれる公共建築物や道路、橋梁などのインフラ施設について、その現状や課題を踏まえ、長期的な視点に立って最適に管理し、有効活用を図ることにより、将来にわたり持続可能な公共施設サービスを提供することを目的とするものです。



【施設類型ごとの管理に関する基本的な方針】

市役所本庁舎は業務施設に区分され、業務施設の管理に関する基本的な方針は、以下のようになっています。

表 施設類型毎の管理に関する基本的な方針（業務施設）

対象施設	市役所本庁舎、小糸行政センター、清和行政センター、小櫃行政センター、上総行政センター・東部土木事務所
基本方針	<p>○市民への行政サービスの水準を考慮しながら、市全体として効果的・効率的な行政運営を推進し、行政センター等の機能や配置などのあり方について見直しを進めます。</p> <p>○市役所本庁舎については、推計人口を踏まえ、経済的合理性を考慮し規模の適正化を図ります。</p>

出典：君津市公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月）

【個別施設計画について】

今後、計画の方針に基づき個々の施設の整備計画である個別施設計画を策定します。

■計画推進にあたっての基本的な考え方と基本原則・目標

(1) 基本的な考え方

「質」、「量」、「財政負担」の最適化を図ることにより、需要に合った、ムダのない、持続可能な公共施設等の管理を目指します。

◆ 『質』の最適化 ～需要に合った～

- 市民ニーズに即したサービス提供
社会環境の変化、少子高齢化に伴い行政サービスの見直し、用途変更を推進します。
- 安全性の確保
危険箇所の修繕、老朽化に伴う施設・設備の更新、耐震性の確保を推進します。
- サービス・利便性の向上
官民連携によるサービスの提供や施設のバリアフリー化等により、サービスや利便性の向上を推進します。

◆ 『量』の最適化～ムダのない～

- 施設規模の適正化
利用用途、利用者数に応じた施設規模の適正化を推進します。
- 有効活用等
利用頻度、稼働率の向上や余剰スペース、空き公共施設の活用、売却を推進します。
- 施設複合化等
必要性、人口動向、施設の健全性に応じて施設の統合、廃止、複合化を推進します。

◆ 『財政負担』の最適化～持続可能な～

- 更新費用の平準化
建替え、大規模改修等の計画的な実施により、年度間の更新費用の平準化を推進します。
- 施設の長寿命化
事後保全型の維持管理から予防保全型の維持管理に転換して施設の長寿命化を推進します。
- 維持管理経費の縮減
電気等の契約の見直し、省エネ機器の導入、運営形態の見直し等を推進します。
- 受益者負担の見直し
行政サービスの公平性を確保するため、施設利用料等の適正化を推進します。

(2) 基本原則と目標

① 基本原則

- 公共建築物とインフラ施設では、インフラ施設の存続を優先します。
- 存続する公共施設等では、市民の安全の確保を優先します。
- 公共建築物の総量を縮減します。
- 中長期的に活用していく公共施設等の長寿命化を図ります。

② 目標

◆公共建築物

- 施設総量を平成29年度から20年間で20%削減します。

◆インフラ施設

- 令和2年度までに対象となるインフラ施設の長寿命化計画を策定します。

【市役所本庁舎のカルテ】

平成 28 年度に行われた「市役所本庁舎」の施設概要を以下に整理します。

施設概要				平成 28 年度		
施設名	市役所本庁舎					
所管課	管財課					
所在地	久保 2 丁目 13 番 1 号					
設置目的	行政の執行及び事業の執行のため					
主な利用者	市民、職員					
運営形態	直営*1	保有形態	所有	※ 1：一部貸付です。		
建設年 (代表建物)	1976 年	延べ床面積 (施設全体)	20,703 ㎡			
建築費又は 取得費	4,188,857 千円	指定避難場所	○	土地概要 敷地面積 28,102 ㎡ 保有形態 所有		
		建物数	6 棟			
市職員の 配置状況	正規職員	再入用	非常勤	敷地面積	28,102 ㎡	
	479 名	34 名	0 名	保有形態	所有	
出入口 スロープ	建物内段差 (廊下等)	手すり (階段等)	エレベーター	車いす対応 トイレ	障がい者用 駐車場	AED 設置
建物概要						
建物名	構造	耐用年数	建築年	築後年数	延べ床面積	建築費又は取得費
本庁舎	S R C 造	耐用 50 年	1976 年	築後 40 年	20,004 ㎡	4,122,400 千円
車庫・倉庫	S 造	耐用 34 年	1991 年	築後 25 年	532 ㎡	61,800 千円
コスト情報						
平成 28 年度 歳入	使用料・手数料		4,372,964 円			
	その他		11,387,718 円			
	計		15,760,682 円			
平成 28 年度 歳出	ヒトにかかるコスト		0 円			
	モノにかかるコスト		199,835,529 円			
	物件費		108,422,329 円			
	維持補修費		6,815,340 円			
	減価償却費		84,597,860 円			
	その他のコスト		0 円			
計		199,835,529 円				
歳出に対する歳入の割合			7.9%			
投資的な修繕・工事費等						
本庁舎省エネルギー事業			5,832,000 円			
施設に関する主要工事計 1 件			5,832,000 円			

出典：君津市公共施設カルテ 平成 28 年度版

注) 車庫・倉庫の築後年数(平成 28 年度時点)について、修正している

4. その他の計画

(1) 君津市人口ビジョン

君津市人口ビジョン（平成 28 年 3 月）は、総合計画で示す目標人口の達成に向け、データに基づき客観的な分析を行い、人口減少問題に関する認識の共有を目指すとともに、今後目指すべき将来の方向を提示することを目的に策定したものです。

君津市人口ビジョンの期間は、効果的な施策の展開により、自然動態や社会動態の傾向に変化が生じたとしても、その変化が総人口や年齢構成に及ぶまで数十年の期間を要することから、国の長期ビジョンと同様、2060 年（令和 42 年）までを期間としています。

【目指すべき将来の方向】

君津市人口ビジョンでは、次のように目指すべき将来の方向を提示しています。

表 目指すべき将来の方向と主な施策

項目	主な施策
産業・経済の活性化 安定した雇用の創出	各種創業支援、農業の担い手の確保・育成、企業誘致の推進 等 ブランド化による特産品販売の強化、地産地消・地産外消の推進 等 合同企業説明会の実施、若者の地元就職に対するインセンティブの創造 等
ひとの流れ	魅力的な住環境の整備、空き家の有効活用、クリエイティブ人材の移住促進 等 若者の地元就職に対するインセンティブの創造、地域に愛着をもった人材の育成 等
結婚・妊娠・出産・ 子育て	出会いの場の創出、子育てと仕事の両立の支援、保育サービスの充実 等
時代に適合した まちづくり	コンパクトシティ・プラス・ネットワークの実現、公共施設の適正管理 等

【人口の将来展望】

人口の将来展望については、次のように述べられています。

- 人口推計や現状と課題を踏まえ、各種施策を展開することで、人口減少に歯止めをかけ、活力ある地域の維持を目指す。
- バランスのとれた人口構造を目指すため、若い世代にスポットを当て、若い世代がこのまちに魅力を感じ、「住みたい」「住み続けたい」と思えるような住宅施策や子育て支援施策、雇用促進施策等を展開することで、人口減少に歯止めをかけるとともに、人口構造の若返りを図り、バランスのとれた持続可能なまちの実現を目指す。
- 流入してきた若年男性が、結婚しても市外に流出しないよう各種施策を展開することで、逆に流入構造をつくり出し、社会動態をプラスに押し上げる。また、結婚・妊娠・出産・子育ての各場面において、ニーズに応じて切れ目のない支援を行うことで自然動態をプラスに押し上げる。
- 以上の考え方により、出生率については、国の目標に合わせ、2040 年(令和 22 年)ま

でに 2.07（人口置換水準）まで上昇し、以降 2.07 を維持すると仮定（2020 年(令和 2 年)【1.60】、2030 年(令和 12 年)【1.80】、2040 年(令和 22 年)【2.07】、2060 年(令和 42 年)【2.07】）。社会動態（移動率）については、出生率と同様に 2040 年を目標ラインに設定し、若年層の男性の流入に合わせ女性の流入をつくりだし、男女ともに人口流出が起きている「25～29 歳⇒30～34 歳」と「30～34 歳⇒35～39 歳」の層については、流入と流出の差が 0 になるように引き上げる。

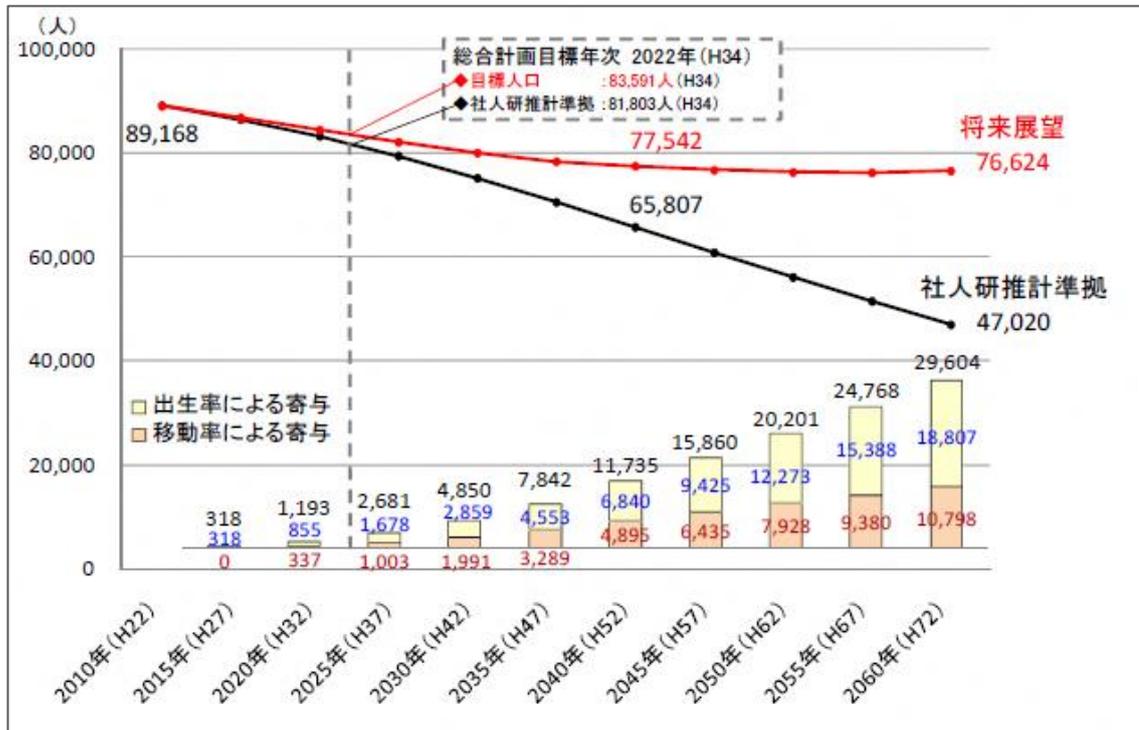


図 君津市の将来人口推計

出典：君津市人口ビジョン（平成 28 年 3 月）

- この結果、2060 年の将来推計人口は 76,624 人となり、総合計画目標年次における人口は 83,591 人となるが、これは、現在の君津市の人口特性を最大限に活用し、国の目標に合わせて出生率を上昇させたとしても、総合計画で定める目標人口 90,000 人には到達しないということを示している。
- 出生率をさらに 3、4 と上昇させていくことは現実的ではないことから、将来人口 90,000 人を達成するには、資源を有効活用し、法規制の解除等を含む土地の高度利用を図るほか、U I J ターン*等を推進することにより社会増を目指していかなければならない。
- そのため、今後は、社会増に結びつく施策を強化していくことで、総合計画で示す目標人口の達成に向け、将来展望の上方修正を図っていく。

*U I J ターン：「U ターン」「I ターン」「J ターン」のこと

U ターン：地方から都市へ移住したあと、再び地方へ移住すること

I ターン：地方から都市へ、または都市から地方へ移住すること。

J ターン：地方から大規模な都市へ移住したあと、近くの中規模な都市へ移住すること。

(2) 君津市定員適正化計画

君津市では、平成8年度に5か年の定員管理適正化計画（以下「適正化計画」という。）を策定した後、4次にわたる適正化計画を策定し、事務事業の見直し、組織・機構の簡素合理化、再任用制度の導入などにより、事務処理負担の軽減や合理化を図りながら、定員管理の適正化に取り組んできました。これらの結果、本市の職員数は、平成8年4月の1,172人をピークに、平成29年4月1日には918人となり、254人の減員となっています。

平成30年2月に策定した最新の適正化計画では、今後、保育園の民営化をはじめ学校給食共同調理場の運営方法の見直しや水道事業の統合広域化などの業務の大きな改編等が見込まれるため、平成30年から令和2年までの3か年を対象とした、暫定的な適正化計画となっています。

【目標職員数】

- 君津市の職員数を類似団体と比較すると、市域が広いことによる市道実延長が長いこと、保育園を11園、公民館・資料館を9館、消防署分署を3分署保有している特性などにより、類似団体を上回っています。
- また、最新の適正化計画策定段階では、職員数が不確定な業務の改編が予定されていることから、それらの方向性が明確になるであろう間の措置として、平成30年4月1日から令和2年4月1日までの暫定的な目標職員数を930人と設定しています。

表 目標職員数 (各年4月1日現在)

計 画	前計画					本計画		
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
計 画 職 員 数	932	932	931	928	924	930	930	930
実職員数	923	923	915	917	918			

出典：君津市定員適正化計画（平成30年2月）

5. 君津市地域防災計画

(1) 震災被害と災害の想定

【過去の震災履歴】

君津市を含む南関東地域は日本海溝沿いや相模トラフと呼ばれる相模湾～房総沖の海域などでしばしばマグニチュード8クラスの巨大な地震に襲われています。このほかにも、マグニチュード6クラスの地震によって比較的規模の小さい被害をたびたび被っています。君津市は、近代に入ってから、1923年に関東地震により多大な被害を受けており、また、1987年には千葉県東方沖地震によって少なからず被害を受けています。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）は、マグニチュード9.0の巨大な地震で、太平洋側に大きな津波被害をもたらしました。君津市では震度5弱を観測し、水道の断水が446戸で発生しました。

表 君津市の地震災害履歴

発生日時	災害種	災害の様子
1703.12.31 (元禄16.11.13)	地震 津波	元禄地震 房総半島南方沖を震源とする大地震により、津波による大被害をもたらした。
1855 (安政2.10)	地震	安政地震（江戸地震） 貞元村、中野村などで多数の家屋や寺社の倒壊などを引き起こした。小糸川付近の道筋では、300間ほどの地割れが生じている。
1923 (大正12.9.1)	地震	関東大震災 君津郡内町村では、死者92名、負傷者414名、全壊家屋1,902戸等千葉県内では安房に次いで大きな被害を受けた。
2011 (平成23.3.11)	地震	東日本大震災 水道の断水446戸

出典：君津市地域防災計画

【地震被害想定】

平成19年度の「千葉県地震被害想定調査報告書」及び平成24年度の「君津市防災アセスメント調査報告書」、平成26・27年度の「千葉県地震被害想定調査報告書」によると、本市周辺で想定される大規模地震及び地震発生時に予測される被害は以下のとおりです。

表 想定地震

想定地震	君津市直下 (相模トラフ) 地震	東京湾 北部地震	千葉県 東方沖地震	三浦半島 断層群地震	千葉県北西部 直下地震
モーメント マグニチュード	7.9	7.3	6.8	6.9	7.3
調査主体	市 (H24)	市 (H24)	県 (H19)	県 (H19)	県 (26・27)

出典：君津市地域防災計画

これらの想定地震の揺れは、君津市直下地震及び東京湾北部地震、千葉県北西部直下地震で最大震度6強、三浦半島断層群地震で6弱、千葉県東方沖地震では5強と予測されています。また、君津市直下地震では市内の全域が震度6弱以上と予測されています。

【津波浸水想定】

千葉県は、平成 24 年 4 月に千葉県浸水予測図を公表（平成 25 年 3 月一部修正）し、君津市付近の沿岸部については、1703 年の元禄地震が発生した場合及び平成 25 年 3 月から気象庁が運用を開始した津波警報の発表を想定した浸水深を予測しています。

表 津波警報のレベルに応じた想定津波の概要

津波予報区	想定津波高	警報レベル
千葉県九十九里・外房 千葉県内房	おおむね 1～3 m	津波警報 3 m
	おおむね 3～5 m	大津波警報 5 m
	おおむね 5～10m	大津波警報 10m
東京湾内湾	東京湾口（房総半島南端）で約 10m	津波警報 3 m

出典：君津市地域防災計画

(2) 風水害履歴と災害の想定

【過去の風水害履歴】

表 君津市の風水害履歴

発生日時	災害種	災害の様子
1690 年 元禄 3	洪水	中富村が洪水により壊滅的な打撃をうけた。
1834 年 天保 5.8.14	暴風雨	嵐により、中野村の寺社や家屋の倒壊、農作物に大きな被害を与えた。
1880 年 明治 13.10	暴風雨・津波	暴風のため海岸では津波を起こし家屋の破損、流失が多く、損害は甚大であった。
1902 年 明治 35.9.28	暴風雨	
1910 年 明治 43.8.10	暴風雨	君津郡下で 66 名の犠牲者を数える。
1917 年 大正 6.9.30	暴風雨	死傷者 13 名、家屋の全半壊 406 を数える。
1921 年 大正 10.10.9	暴風雨・洪水	小櫃川のはん濫など大災害を引き起こす。
1958 年 昭和 33.9.26	豪雨・洪水	22 号台風により連続降雨量 357.1 mm、当日降雨量 251.5 mm に達し、河川のはん濫による、橋梁の崩壊や道路、田畑の流失など甚大な被害を引き起こした。
1970 年 昭和 45.7.1	豪雨・洪水	家屋の全半壊、田畑の冠水、流失、道路・橋梁等への被害など大きな打撃を与えた。
2019 年 令和 1.9.9	暴風雨	15 号台風により県内最多の 553 戸の住宅被害が発生した。

【災害の想定】

君津市では、平成 19 年 3 月に、現在の河川の整備状況に基づき、小糸川水系（小糸川、派川江川、江川、郡川、宮下川、馬登川、沢巻川、梨の木沢川、鹿野沢川）と小櫃川水系（小櫃川、七曲川、御腹川、大森川、大坂川）のはん濫を想定した君津市洪水ハザードマップを公表しています。

(3) 災害発生時における市役所本庁舎の位置づけ

- ・ 災害対策本部の設置場所は原則として、市役所本庁舎に置く。
- ・ ただし、庁舎内に設置することが不可能な場合は、君津市消防庁舎に置く。

【洪水ハザードマップ（浸水想定区域）】

洪水ハザードマップにおいて、市役所の地区は洪水による浸水は想定されていません。小糸川の左岸において浸水することが想定されています。

また、津波ハザードマップにおいても、市役所の地区は津波による浸水は予測されていません。

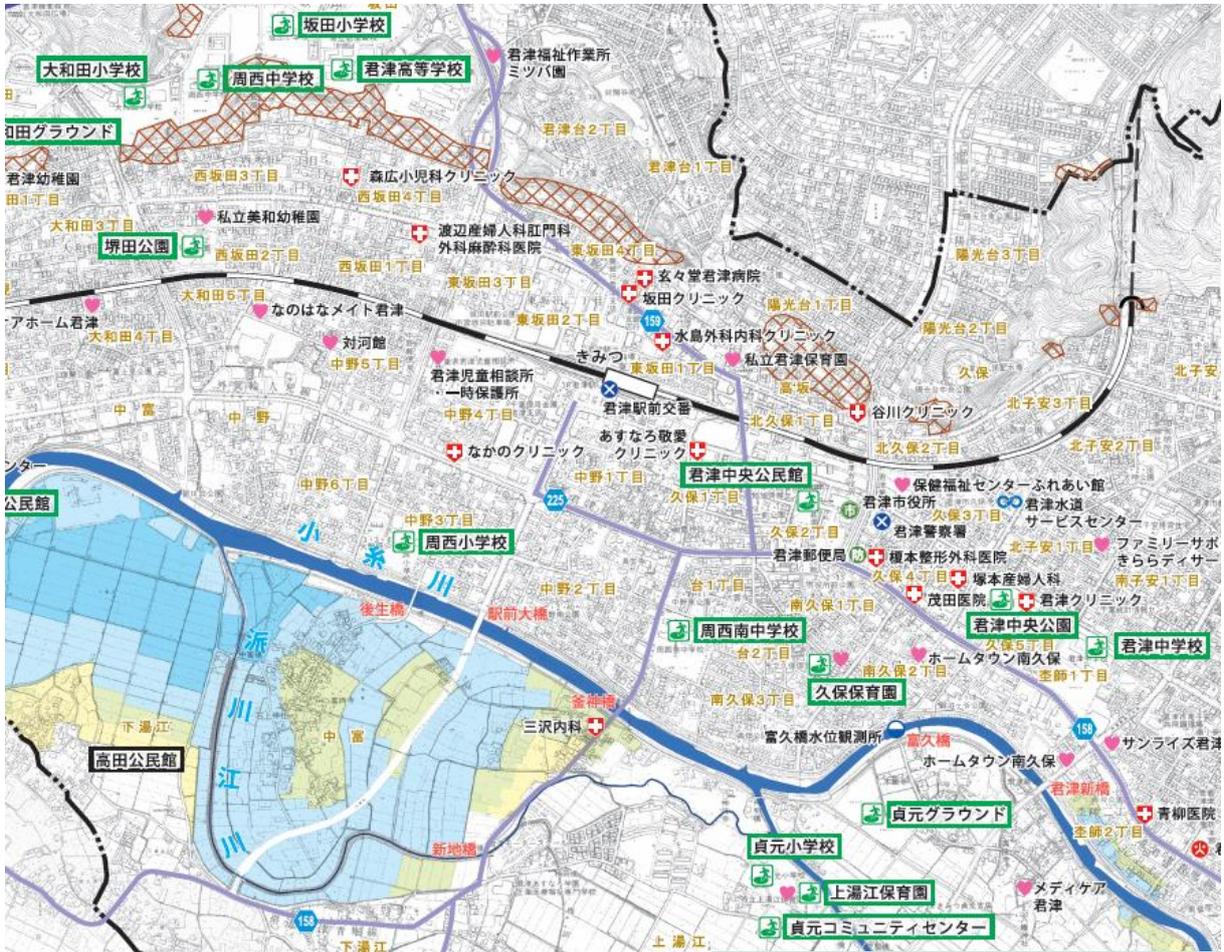


図 洪水ハザードマップ（浸水想定区域）

出典：君津市洪水ハザードマップ

* 浸水想定区域は、平成 18 年 8 月に千葉県が公表した「小糸川水系小糸川浸水想定区域図」をもとに作成しています。

浸水想定区域図は、小糸川水系の河川の現在の整備状況で、50 年に 1 回程度の大雨（小糸川流域の 24 時間総雨量約 360mm）によって、小糸川等が氾濫した場合を想定して作成されています。

* 土砂災害危険区域（土石流、がけ崩れ）は、千葉県が作成した「千葉県土砂災害危険マップ」をもとに図示しています。

凡 例		浸水深の色の見方	
	指定避難場所		浸水が 5.0m以上の区域
	公共施設等		浸水が 4.0m～5.0mの区域
	市 役 所		浸水が 3.0m～4.0mの区域
	消 防 署		浸水が 2.0m～3.0mの区域
	警 察 機 関		浸水が 1.0m～2.0mの区域
	防災関係機関		浸水が 0.5m～1.0mの区域
	ライフライン		浸水が 0.5m未満の区域
	医療機関	避難時に注意	
	水位・雨量観測所		
	要援護者施設		土石流
	高速道路		がけ崩れ
	国 道		
	主要地方道		
	県 道		
	鉄 道		
	市 境		

【地震ハザードマップ（地域の危険度マップ）】

地震ハザードマップにおいてマグニチュード 6.9 の地震が発生した場合の地域の危険度の予測では、市役所の地区は危険度 2（地域内の建物の中で全壊する建物の割合 3～5%）と予測されています。

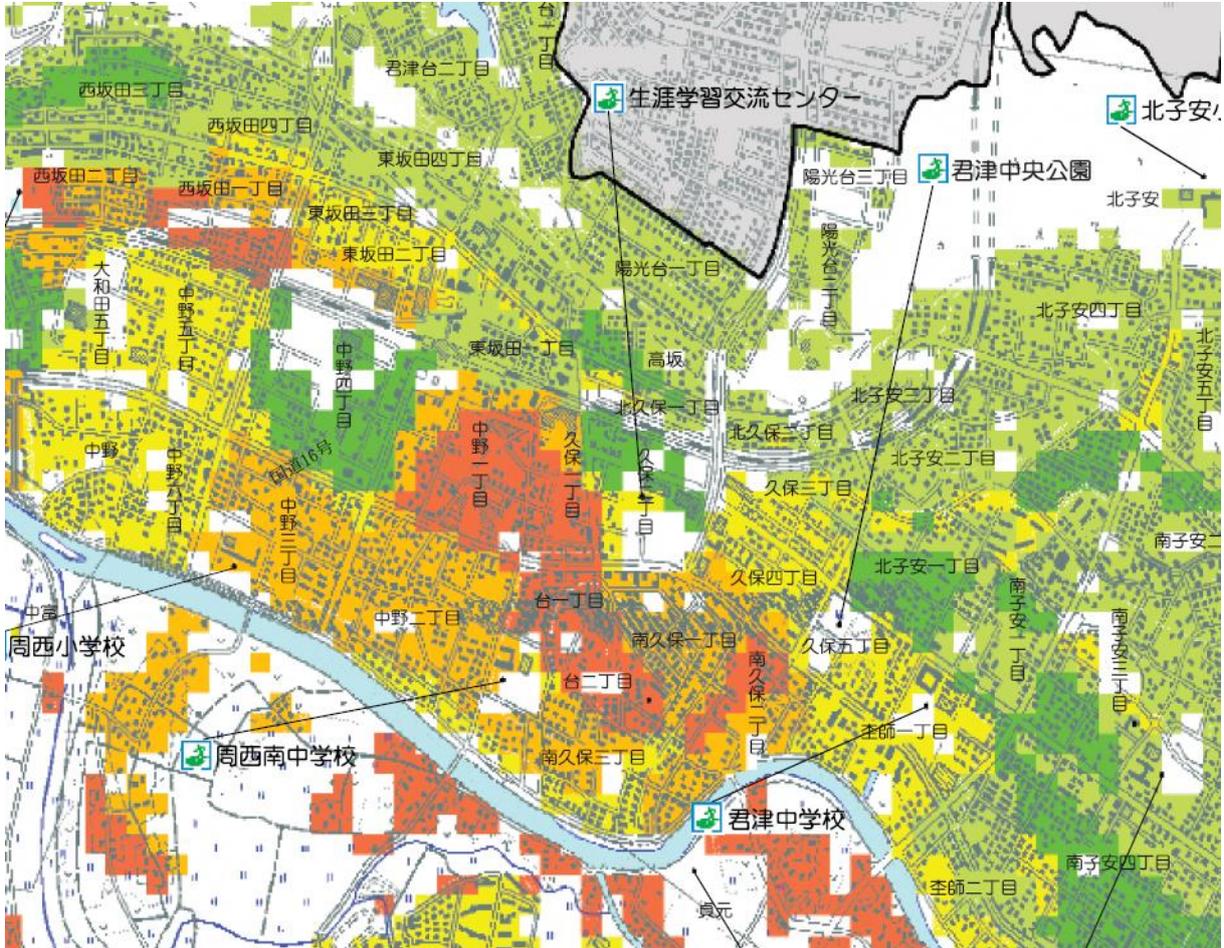


図 地震ハザードマップ

出典：君津市地震ハザードマップ

* マグニチュード 6.9 の地震が発生した場合を想定したものです。

凡例	
	地域内の建物の中で全壊する建物の割合
■	危険度 5 10～20%
■	危険度 4 7～10%
■	危険度 3 5～7%
■	危険度 2 3～5%
■	危険度 1 0～3%
—	国道
	地震を対象とする指定緊急避難場所

3. 平成 28 年度本庁舎再整備検討委員会報告書の結果整理

平成 28 年度の検討委員会では、耐震化に主眼を置いて検討された平成 23 年度の 5 案について再度見直し、平成 23 年度の B 案（本庁舎の耐震補強案）から C 案（別棟で危機管理センターを建設する案）に変更しました。

今回の検討委員会では、これらを現時点の視点から検証し、長寿命化又は建て替え、単独事業や公民連携等の整備手法についても検討することが求められています。

1. 庁舎の基本的な考え方

平成 28 年度本庁舎再整備検討委員会報告書では、大きく以下の 3 項目を基本に庁舎整備のあり方について検討されています。

(1) 非常時の業務継続性を備えた庁舎

- 地震をはじめ災害に強い庁舎
 - ・建物本体の構造の強さの確保や設備の耐震性を備えた庁舎であること。
- 非常時の業務継続機能を備えた庁舎（防災拠点、執務空間、活動支援空間、基幹設備機能）
 - ・災害発生等の非常時において、災害対策本部を立ち上げ、非常時の司令塔として情報収集や情報発信機能を担える庁舎であること。

(2) 通常業務の遂行性に優れた庁舎

- サステイナブル（持続可能）で環境に配慮した庁舎（変化に追従可能、効率的な執務空間、利便性、環境先進性）
 - ・行政組織の変更などに柔軟に対応できるよう、建物としての機能転換や用途変更、建物内のレイアウトを自由にとれ、効率よく多機能に有効利用できる庁舎であること。
 - ・窓口をできるだけ集約するなど、本庁舎の業務がワンストップで対応できるとともに、誰もが快適に利用しやすい庁舎であること。
 - ・環境負荷を抑えるとともに、環境に配慮された庁舎であること。

(3) 経済性が確保された庁舎

- ライフサイクルコストが縮減された庁舎（経常・投資経費支出の抑制、負担総額の抑制）
 - ・建物を長期間使用できるよう、設備機器等の更新や維持管理が容易にできる庁舎であること。
 - ・ライフサイクルコストの削減やランニングコストの抑制に配慮した庁舎であること。

以上の基本的な考え方は、理想的な庁舎についての考え方を整理したものであり、建て替えの場合は全ての項目について配慮すべきものである。また改修の場合には、全て配慮することは困難であると考えられるため、改修内容に応じて配慮することが望ましい。

2. 検討された5つの案と検討結果

(1) 検討された5つの案

平成28年度本庁舎再整備検討委員会報告書では、平成23年度の君津市本庁舎耐震化検討委員会において検討された以下の5つの案について、再度検討が行われています。

表 検討された5つの案

5つの案	内 容
一般官庁施設化案（A案）	将来的な財政状況を鑑み、本庁舎を一般官庁施設として位置づけ、防災拠点施設としての耐震補強は行わず、一般官庁施設として成り立たせるための改修のみを行っていくこととする。
耐震補強案（B案）	構造体、建築非構造部材および建築設備の耐震化を図るほか、老朽化にも対応し、防災拠点施設として機能するためのすべての改修を行っていくこととする。
（仮称）危機管理センター増築案（C案） （別棟で危機管理センター設置）	巨大地震がここ数年の間に発生することを想定し、いつ巨大地震に見舞われても迅速に初期対応がとれるよう、早急に災害対策本部機能のみを有する必要最低限の施設を新たに整備することとする。
防災拠点機能一部移転案（D案）	防災拠点整備にできるだけコストと時間をかけないことに的を絞り、本庁舎における機能のうち、必要なものを耐震性のある既存施設へ暫定的に移設できるようにすることとする。
建て替え案（E案）	現本庁舎の耐用年数がまだ残っているものの、耐震性能を有する最新の防災拠点にした方が費用対効果は高いとして、新庁舎を整備することとする。

(2) 5つの案の検討結果

災害時における防災拠点としての役割を踏まえ、庁舎のあり方について総合的に検討した結果は以下のとおりです。

最終的には、事業費はあまりかからず、災害対策本部も設置できる「C案（(仮称)危機管理センター増築案）」が多数の検討委員から賛同を得た結果となっています。

また、できるだけ被災後の行政サービスにも対応できるよう「A案（一般官庁施設化案）」についても新たに耐震診断を行い、最低限の耐震改修をするべきとして賛同を得られた結果となっています。

表 5つの案の検討結果

5つの案	検討結果
一般官庁施設化案（A案）	本庁舎を防災拠点施設としない場合であるが、C案かD案とのセットになる。 また、本庁舎における施設改修費や維持費は依然としてかかる。本庁舎が大地震で被災した場合は、官庁施設としての機能が維持できなくなる可能性がある。
耐震補強案（B案）	現庁舎の耐震改修を行えば、災害対策本部の設置に備えられる。費用は建て替えよりもかからないが、建て替えに近い額が想定される。 建て替えに向けての基金等がなく、国からの補助金は期待できないため、市債のみを財源とすることとなり、多額の費用がかかるため、この案は却下された。
(仮称)危機管理センター増築案（C案） (別棟で危機管理センター設置)	現本庁舎の耐用年数を60年とすると、残りは20年となる。このため、本庁舎の耐震改修よりも、まずは防災拠点施設を優先し新設する。これにより、災害対策本部が機能することができる。
防災拠点機能一部移転案（D案）	既存施設はそれぞれの役割を担っているため、その施設に防災拠点を移転させることは困難である。また、既存施設は防災拠点施設としての耐震性能を有しておらず、改修の必要があるため、この案は却下された。
建て替え案（E案）	災害対策本部はもとより被災後の行政サービスにも十分対応できるようになるが、現庁舎と同様の施設を想定すると、概算70億程度かかり、その外に現本庁舎の解体費がかかってくる。 建て替えに向けての基金等がなく、国からの補助金は期待できないため、市債のみを財源とすることとなり、多額の費用がかかるため、この案は却下された。

(3) 本庁舎整備の考え方

以上の検討結果を踏まえ、本庁舎整備の考え方は次のようにまとめられている。

- 現庁舎は一般官庁施設として耐震改修する方向で検討し、適切な修繕を施し、長寿命化を図る。
- 防災拠点は新設する方向で検討する。今後は、設置場所や規模について検討する。